

4月1日スタート

住民票の交付
施設の使用料 など

使用料・手数料の見直し

使用料・手数料の見直しは、合併協議会で協議しました。（住民票や納税証明書などの手数料は調整済み）

しかし、公共施設の使用料の多くは、施設規模、料金算定根拠、減免規定の違いや料金徴収の有無など、様々な要件の違いがあり統一が難しいことから、合併後3年を目途に減免規定も含めて検討することになっていました。

これにより、昨年度から見直し作業を進め、協議調整し、この度決定しましたのでお知らせします。

料金改正は、次のとおりです。

《手数料・使用料の見直しとは・・・》

- 原価算定方式による料金算定基準や統一した減免基準、受益者負担割合を設定し、1時間（人）当たりの分かり易い料金体系（料金表の簡素化）を目指したものです。
- 料金算定基準の透明性を高めることが大前提で、料金を上げることが目標ではありません。中には、料金が上がるものもあれば、下がるものもあります。

手数料

手数料名	担当課係名	1件（通） 当たり必要 な経費 A	現行料金 B	経費と現 行料金と の比較 C = A - B	改正後 料金 D	現行料金 と改正後 との比較 E = D - B
住民票の閲覧	住民課町民係	208	100	108	150	50
一般廃棄物収集運搬許可等申請手数料	住民課生活環境係	3,545	2,000	1,545	3,000	1,000
一般廃棄物処分業許可等申請手数料		3,545	2,000	1,545	3,000	1,000
浄化槽清掃業許可申請手数料		3,545	2,000	1,545	3,000	1,000
一般廃棄物処理業許可証再交付手数料		1,813	1,000	813	1,500	500
一般廃棄物再生利用業の指定申請手数料		3,545	2,000	1,545	3,000	1,000
一般廃棄物再生利用業の指定証再交付手数料		1,813	1,000	813	1,500	500
狂犬病予防注射済票再交付手数料		386	340	46	350	10
東藻琴高等学校検定料	高等学校管理係	981	800	181	950	150
現況証明手数料	農業委員会庶務係	2,876	1,500	1,376	2,200	700
嘱託登記手数料		16,104	9,000	7,104	13,000	4,000
給水装置工事検査手数料（改造）	建設課業務係	3,203	2,500	703	3,200	700
給水装置工事検査手数料（撤去）		2,164	1,000	1,164	1,500	500
東藻琴国保診療所 死亡診断書	国保診療所管理係	4,081	3,670	411	3,700	30
東藻琴国保診療所 死体検案書		3,539	3,150	389	3,200	50
東藻琴国保診療所 身障者診断書（簡単）		3,539	3,150	389	3,200	50
東藻琴国保診療所 病歴関連診断書		3,539	3,670	△ 131	3,600	△ 70
東藻琴国保診療所 自賠償診断書		4,892	5,250	△ 358	5,200	△ 50
東藻琴国保診療所 育児・出産手当金		966	1,050	△ 84	1,000	△ 50
寝たきり老人等入浴サービス手数料	福祉課高齢者福祉係	1,000	800	200	1,000	200

【東藻琴生活支援ハウス利用料】

1人用 居住部門負担額	福祉課高齢者福祉係	10,000	5,600	4,400	10,000	4,400
2人用 居住部門負担額		15,000	6,700	8,300	15,000	8,300

※生活支援ハウス利用料は、家賃としての料金設定に統一したことによる。

※現入居者は、現行料金のまま据置きとし、新規入居者から新料金を適用する。

使用料

1時間（人）当たり料金、通年料金（夏・冬区分なし）に統一

（単位：円）

施設名	部屋等名	担当課係名	1時間（人） 当たり施設 管理運営経費 A	現行料金 B	経費と現 行料金と の比較 C = A - B	改正後 料金 D	現行料金 と改正後 との比較 E = D - B	備考	
女満別 ゲートボールセンター	アリーナ	社会教育課 社会体育係 女満別教育センター 社会体育 振興係 商工観光課 観光係 社会教育課 社会教育係 女満別教育センター 社会教育 振興係	2,863	3,763	△ 900	2,900	△ 863		
	研修室 1		110	519	△ 409	300	△ 219		
	研修室 2		294	0	294	150	150		
	ITルーム		294	0	294	150	150		
	トレーニングルーム		110	0	110	50	50		
女満別 B & G 海洋センター	アリーナ		3,305	3,124	181	3,200	76		
	武道場		1,680	1,531	149	1,600	69		
	ミーティングルーム		204	105	99	150	45		
	プール		596	210	386	300	90		
東藻琴 B & G 海洋センター	アリーナ		1,670	472	1,198	3,200	2,728		
	武道館		1,047	472	575	1,600	1,128		
	ミーティングルーム		136	0	136	150	150		
	プール		816	210	606	300	90		
女満別武道館	柔道場		386	1,288	△ 902	650	△ 638		
	射場（的場を除く）		86	339	△ 253	200	△ 139		
女満別野球場	野球場		513	76	437	100	24		
	野球場夜間照明		1,667	2,100	△ 433	1,700	△ 400		
東藻琴野球場	野球場		33	0	33	100	100		
東藻琴スキー場	スキー場		793	0	793	0	0		
女満別ゲートボール場	屋外ゲートボール場		474	0	474	200	200		
すぱーく東藻琴	屋内ゲートボール場		1,033	954	79	950	△ 4		
女満別多目的広場	多目的広場夜間照明		2,635	1,050	1,585	1,500	450		
	多目的広場		69	0	69	50	50		
東藻琴 多目的運動広場	グラウンド		1,431	210	1,221	300	90		
	グラウンド夜間照明		2,917	525	2,392	750	225		
	テニスコート		107	210	△ 103	200	△ 10		
	テニスコート夜間照明		4,093	378	3,715	550	172		
	パークゴルフ場		0	0	0	0	0		
	パークゴルフ用具		0	0	0	0	0		
女満別テニスコート	テニスコート夜間照明		3,703	420	3,283	600	180		
	テニスコート		106	0	106	50	50		
女満別パークゴルフ場 （JR女満別駅前）	パークゴルフ場		1,102	0	1,102	0	0		
	パークゴルフ用具		0	210	△ 210	0	△ 210		
朝日ヶ丘公園 パークゴルフ場	1日券（大人）		商工観光課 観光係		210	245	300	90	○シーズン券 ・大人 6,000 円 ・高校生以下 1,000 円 ・75 歳以上 1,000 円
	1日券（高校生以下）			455	210	245	150	△ 60	
	1日券（75 歳以上）				0	0	150	150	
女満別研修会館	大会議室		社会教育課 社会教育係	2,797	1,176	1,621	1,700	524	
	第 1 会議室			338	564	△ 226	350	△ 214	
	第 2 会議室			393	647	△ 254	400	△ 247	
	和室			488	590	△ 102	550	△ 40	
	調理実習室			393	590	△ 197	400	△ 190	
	児童室			346	564	△ 218	350	△ 214	
	視聴覚室			399	901	△ 502	450	△ 451	
東藻琴 農村環境改善センター （東藻琴公民館）	1階和室		社会教育課 社会教育係 女満別教育センター 社会教育 振興係	173	85	88	100	15	
	1階研修室			231	229	2	200	△ 29	
	調理実習室			231	376	△ 145	250	△ 126	
	多目的ホール			1,385	1,128	257	1,300	172	
	2階第一会議室			1,154	166	988	250	84	
	2階第二会議室			346	166	180	250	84	
	2階和室			115	102	13	100	△ 2	
	2階集会室			173	139	34	150	11	
女満別図書館	視聴覚室		289	245	44	250	5		
	多目的ホール		1,262	901	361	1,200	299		
	研修室	805	586	219	800	214			
	工房 A	1,069	691	378	1,000	309			
	工房 B	1,069	691	378	1,000	309			

使用料

1時間(人)当たり料金、通年料金(夏・冬区分なし)に統一

(単位:円)

施設名	部屋等名	担当課係名	1時間(人)当たり施設管理運営経費 A	現行料金 B	経費と現行料金との比較 C=A-B	改正後 料金 D	現行料金と改正後との比較 E=D-B	備考	
女満別伝承館	第1研修室	社会教育課 社会教育係	150	533	△ 383	300	△ 233		
	第2研修室		96	481	△ 385	250	△ 231		
	囲碁室A		92	481	△ 389	250	△ 231		
	囲碁室B		171	586	△ 415	450	△ 136		
	陶芸室		316	1,058	△ 742	550	△ 508		
	電気陶芸窯 20Kw		2,458	3,150	△ 692	2,500	△ 650		
	手芸織物室		214	796	△ 582	400	△ 396		
	小会議室		83	323	△ 240	200	△ 123		
東藻琴 生涯学習センター	図書館	社会教育 振興係	0	0	0	0	0		
	ジュニア・アート・ギャラリー		197	0	197	100	100		
	ふれあい工芸館		345	0	345	150	150		
	電気陶芸窯 20Kw		2,458	0	2,458	2,500	2,500		
	電気陶芸窯 10Kw		1,229	0	1,229	1,200	1,200		
	集会室		103	0	103	50	50		
児童センター	集会室兼ボランティア室	福祉課 社会福祉係	158	135	23	0	△ 135	開館中は、子育て支援事業や児童クラブ事業等の実施により、関係者以外での利用はできない。時間外を含め最近では利用実績がなく、また他の施設の利用が可能であるため、使用料規定を削除。	
	児童クラブ室		158	135	23	0	△ 135		
	図書コーナー		124	135	△ 11	0	△ 135		
	幼児遊戯室		194	203	△ 9	0	△ 203		
	子育て支援室		123	135	△ 12	0	△ 135		
	遊戯室		1,213	880	333	0	△ 880		
女満別 老人福祉センター	大広間	福祉課	1,510	918	592	1,300	382		
	研修室	高齢者福祉係	190	376	△ 186	200	△ 176		
	調理室		148	315	△ 167	200	△ 115		
東藻琴 老人福祉センター フロックス	集会室	保健福祉課 高齢者福祉係	1,222	280	942	400	120	○両入浴施設共通事項 ・公衆浴場料金制導入 大人:12歳以上 中人:6歳~12歳未満 小人:6歳未満 ・60歳以上等中人料金に統一 ・共通12枚綴り回数券導入 ・入浴時間 11:00~22:00 ○フロックス ・フェイスタオル廃止 ・1月1日のみ休館	
	調理室		606	160	446	200	40		
	入浴料(大人)		400	56	(大人)420	20			
	入浴料(中学生)		300	156	(大人)420	120			
	入浴料(小学生)		456	100	356	(中人)140	△ 160		
	入浴料(60歳以上等)		0	456	(中人)140	40			
入浴料(小人6歳未満)			(小人)70	70					
女満別 農業構造改善センター (入浴料:公衆浴場料金)	入浴料(大人12歳以上)	農政課 農政係	172	420	△ 248	420	0	光熱水費実費徴収	
	入浴料(中人6~12歳未満、66歳以上等)			140	32	140	0		
	入浴料(小人6歳未満)			70	102	70	0		
	研修室1			197	481	△ 284	250		△ 231
	研修室2			197	481	△ 284	250		△ 231
	研修室3			493	481	12	450		△ 31
	研修室4			1,085	753	332	1,000		247
	健康相談室			345	586	△ 241	300		△ 286
メルヘン公園	農産加工実習室	産業振興課 農政係	892	351	367	△ 16	350	△ 17	
	畜産加工実習室			329	367	△ 38	350	△ 17	
	地場産品製造実習室			436	470	△ 34	450	△ 20	
	研修室			358	301	57	300	△ 1	
	多目的屋内広場			883	586	297	850	264	
東藻琴 農業振興センター	農産物加工実習室	産業振興課 農政係	892	250	642	350	100	光熱水費実費徴収	
女満別地域振興会館	第1会議室	商工観光課 商工水産係	211	470	△ 259	250	△ 220	【屋上】 使用実績はなく、今後の見込みもないことから、使用料規定を削除。	
	第2会議室			282	940	△ 658	500		△ 440
	第3会議室			88	340	△ 252	200		△ 140
	第1和室			70	340	△ 270	200		△ 140
	第2和室			97	340	△ 243	200		△ 140
	調理室			132	340	△ 208	200		△ 140
	屋上			0	940	△ 940	0		△ 940
東藻琴国保診療所	死体検案料	国保診療 所管理係	8,176	7,350	826	7,400	50		
	死後処理料			3,375	2,100	1,275	3,100	1,000	
	自動車使用料			18	20	△ 2	20	0	

主な施設の減免規定一覧

施設区分 利用団体等	ゲートボールセンター、 B&G海洋センター、 武道館、テニスコート、 多目的運動広場	研修会館、農村 環境改善センター	伝承館、図書館、 生涯学習センター	老人福祉センター (浴場除く)	農業構造改善セ ンター地域振興 会館(浴場除く)	刈りかきセンター 農業振興センター
町等が使用(主催、共催)	100	100	100	100	100	100
高校生以下	100	100	100	100	100	100
教育関係団体 (PTA、子供を守る会等)	100	100	100	100	100	0
体育団体(サークル含む)*	100	100	100	100	100	0
文化団体(サークル含む)*	100	100	100	100	100	0
福祉団体 (社会福祉協議会、ボランティア等)*	100	100	100	100	100	0
老人クラブ(連合会・単体会)*	100	100	100	100	100	0
自治会(連合会・単体会)*	100	100	100	100	100	0
身体・精神障がい者(介護者含む)	100	100	100	100	100	0
個人利用 (施設設置目的に合致する場合)	100	100	100	100	100	0
冠婚葬祭	0	0	0	0	0	0
営利を目的としない団体によるチャ リティバザー等の催し物	0	0	0	0	0	0

※100 = 100%減免 0 = 減免なし

※営利を目的としない団体であっても講師が授業料、受講料、月謝等を徴収している場合は、営利団体とみなします。

*団体の本来活動の利用の場合に限ります。

使用料の加算規定

- ①営利目的の場合 基本料金の10割増し
- ②町外者が利用の場合 基本料金の10割増し(町民が優先)
- ③入場料を徴収する場合 基本料金の10割増し
- ④割増し条件が重複する場合 基本料金に対する割増し率は、次表のとおり

営利目的	○			○	○		○
町外者利用		○		○		○	○
入場料徴収			○		○	○	○
割増率	10割 (2倍)	10割 (2倍)	10割 (2倍)	20割 (3倍)	20割 (3倍)	20割 (3倍)	30割 (4倍)

●使用料・手数料とは

使用料は、「公共施設の利用の対価として支払うもの」、手数料は、「住民票や納税証明書などの行政サービスを受ける役務の対価として支払うもの」でいずれも利用者(受益者)が自ら負担する「受益者負担の原則」に立つ公共料金です。

■今後のスケジュール

12月開催の町議会定例会で関係条例の審議・議決を経て料金が決定しました。今後、ふれあいトークや各自治会総会等で改正内容を説明し、平成22年4月1日から実施します。

■定期的な見直し

受益者負担の原則と公平性の確保の観点から、「使用料・手数料の設定方針」も含め、3年ごとに見直しを行います。

【お問い合わせ先】 企画課行政経営係(内線211)